

社会福祉法人 同仁会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年11月2日～令和7年11月1日の2年間

2. 目標と対策

〈目標〉

「令和7年11月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施をする」

〈対策〉

- ・令和5年11月～ 所定外労働の現状を把握する
- ・令和6年11月～ 部門ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定、幹部会議での検討開始
- ・令和7年11月～ 「ノー残業デー」の実施
管理職への研修（年1回）及び社内イントラネットによる職員への周知